



# 宮 崎 県 公 報

令和4年6月16日(木曜日) 第 315 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	公 告	頁
○歳入の徴収の事務の委託…………… (こども政策課) 1		○保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… ( “ ” ) 1		○道路の供用の開始…………… ( “ ” ) 2	
		○職業訓練指導員試験の実施…………… (雇用労働政策課) 2	
		○土地改良区の定款変更の認可 (3件) …… (農村整備課) 4	
		○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 398号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

### 宮崎県告示第 399号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市大字塩見字下り谷 9697、9722-4、9723、9724-3、9725、9729、9731-2、9740-4
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 400号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐に限る。  
串間市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 401号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町(以上一市二町については次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日南市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町(以上一市二町については次の図に示す部分に限る。)
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡高鍋町(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 風害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡門川町(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 402号**

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年6月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 381番3地先から同郡同村同大字同字 381番13地先まで	旧	7.9~48.7	225.2
				新	10.4~48.7	225.2

**宮崎県告示第 403号**

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年6月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡綾町大字南俣字大口5692番1から同郡同町同大字同字5692番1まで	令和4年6月16日

**公 告**

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年6月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

- (1) 学科試験(関連学科及び指導方法)を実施する職種なし
- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。  
 ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者  
 イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。  
 ア 禁錮以上の刑に処せられた者  
 イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験の免除  
 次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲で試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験に	学科試験のうち指導方法

において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

- 5 試験期日  
 令和4年8月31日（水曜日）
- 6 試験場所

宮崎県技能検定センター  
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

7 受験申請の手続

(1) 提出書類

- ア 職業訓練指導員試験受験申請書 (以下「申請書」という。)  
 ) 及び 3 に掲げる受験資格を証する書類
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、4  
 に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 宮崎市橘通東 2 丁目  
10 番 1 号

(3) 受付期間

令和 4 年 7 月 11 日 (月曜日) から令和 4 年 7 月 29 日 (金曜日)  
 ) まで (郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、  
 7 月 29 日付けの消印のあるものまで有効とする。なお、封筒の  
 表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きするこ  
 と。)

(4) 受験手数料 3,100円

(宮崎県収入証紙 (消印はしないこと。 ) により納付するこ  
 と。)

(5) 受験票

申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合格通知

令和 4 年 9 月 30 日 (金曜日) 合格者に通知する。

9 その他

- (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業  
 技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各  
 事業組合等で交付する。
- (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上  
 、 140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人  
 材育成担当に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政  
 策課 (電話0985 (26) 7107) に問い合わせること。

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により  
、沖水川筋土地改良区 (都城市) から令和 4 年 4 月 6 日付けで申請  
のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により  
、高城町土地改良区 (都城市) から令和 4 年 4 月 11 日付けで申請の  
あった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により  
、日之影土地改良区 (日之影町) から令和 4 年 4 月 13 日付けで申請  
のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第  
14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸農

林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 6 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (基準点測量、路線測量、水準測量、縦横断測量)

2 作業地域

宮崎県北諸県郡三股町大字長田

3 作業期間

令和 4 年 5 月 31 日から令和 4 年 10 月 17 日まで